

庄原市の給与・定員管理等について

※空欄(網掛け)としている事項については、明らかになり次第掲載予定

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 36,275	千円 30,593,003	千円 558,144	千円 3,945,593	% 12.9	% 13.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 460	千円 1,604,272	千円 317,058	千円 636,134	千円 2,557,464	千円 5,560	千円

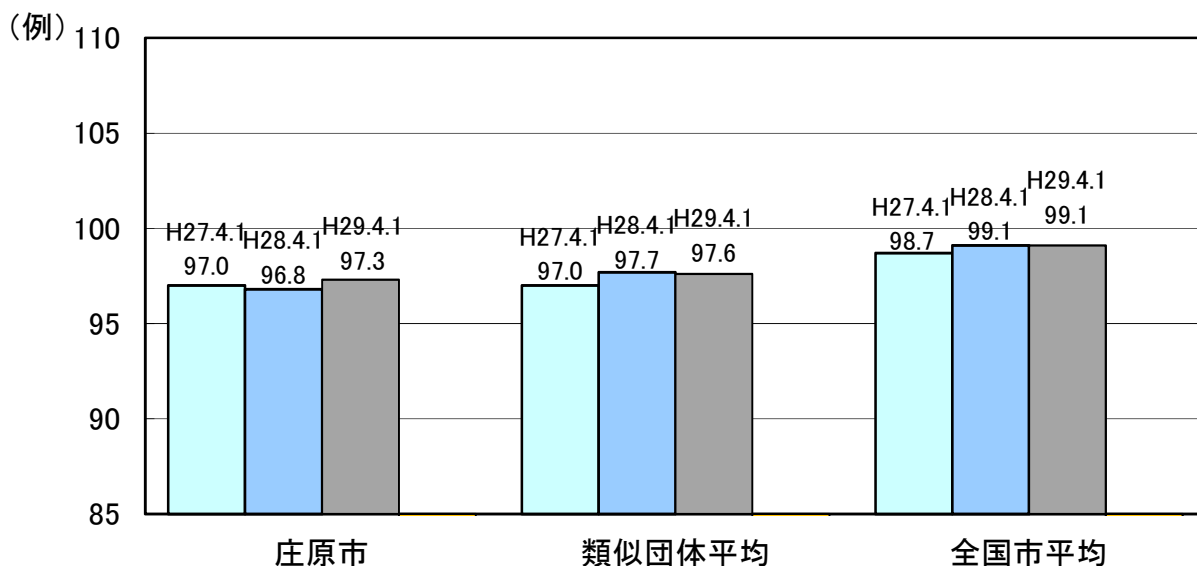
- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

庄原市のラスパイレス指数の推移(一般行政職)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庄原市	97.0	96.8	97.3	
類似団体平均	97.0	97.7	97.6	
全国市平均※	98.7	99.1	99.1	

※全国市平均は政令指定都市を除いた数値



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日現在のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激減緩和のため経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表(医療職(一)給料表を除く)については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
庄原市	41.7 歳	312,702 円	362,719 円	336,823 円
広島県	43.7 歳	339,834 円	420,768 円	382,615 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	歳	円	円	円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
庄原市	53.8 歳	9 人	338,022 円	366,522 円	345,767 円	調理士	歳	円	
国	歳	人	円	円	円	-	-	-	-
類似団体	歳	人	円	円	円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
庄原市 (技能労務職)	5,966,564 円	円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 民間データは、賃金センサスにおいて公表されている広島県分のデータを使用している。(平成27~29年の3ヶ年平均)
 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 5 公務員においては臨時・非常勤等正規職員を含んでいないが、賃金構造基本調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいる。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経過年数等の点において、完全に一致しているものではない。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分	庄原市	広島県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円
	高校卒	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	151,500円	-円
医師・歯科医師	大学卒	455,700円	-円
薬剤師	大学卒	193,700円	-円
看護師	短大3卒	211,900円	-円
介護福祉士	短大2卒	172,100円	-円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成30年4月1日現在)

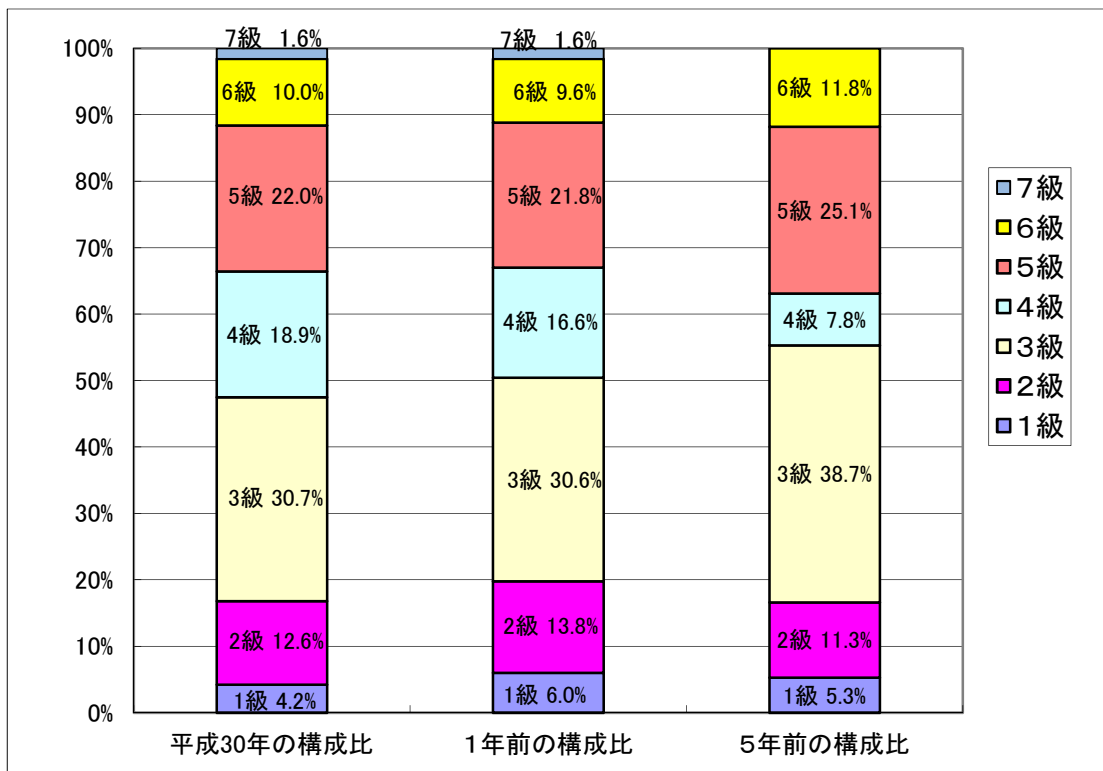
区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	
一般行政職	大学卒	264,356円	306,033円	353,930円	380,093円
	高校卒	235,100円	260,650円	316,133円	362,521円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的又は補助的な業務を行う主事・技師	16人	4.2%	142,600円	214,900円
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師	48人	12.6%	192,700円	265,200円
3級	主任主事・主任技師	117人	30.7%	228,900円	349,600円
4級	主任	72人	18.9%	262,000円	380,600円
5級	係長・専門員	84人	22.0%	288,000円	392,600円
6級	課長	38人	10.0%	318,500円	409,800円
7級	部長	6人	1.6%	362,300円	444,500円
計		381人	100.0%	-	-

(注) 1 庄原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に6級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への人事評価の活用状況(庄原市)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

昇給日(1月1日)前の1年間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

庄原市	広島県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,471 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) (0.85)	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) (0.85)	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) (0.85)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(庄原市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

基準日(6月1日及び12月1日)以前の6か月間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その日数や処分内容に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

庄 原 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.75750 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 未実施			定年前早期退職特例措置 2~45%加算		
1人当たり平均支給額 10,980 千円					

- (注) 1 退職手当については、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例に基づき支給されています。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)			568	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			284	千円
支給対象地域	支給率(30年度)	支給対象職員数(30年度)	国の制度(支給率)	
広島市	10 %	2 人	10 %	

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		1,276		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		27,739		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		10.0		%
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業従事手当	防疫等作業に従事する職員	防疫作業に従事したとき	0 千円	1回 500円
行旅病人取扱手当	行旅病人の救護に従事した職員	行旅病人の救護に従事したとき	0 千円	1件 800円
行路死亡人取扱手当	行旅死亡人の収容作業に従事した職員	行旅死亡人の収容作業に従事したとき	0 千円	1件 1,500円
廃棄物処理従事手当	し尿処理施設、RDF処理施設又はごみ焼却施設において、薬品管理、高温危険処理機械管理、有害物環境における業務に従事する職員	-	252 千円	月額 7,000円
保育所従事職員手当	保育業務に従事する保育士	-	1,024 千円	月額 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	161,465 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	351 千円
支給実績(28年度決算)	131,010 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	284 千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(27年度)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同	—	51,851 千円	226,424 円
住居手当	○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円)×1/2 (最高 27,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留巢家族の家賃を負担している者。 ・上記により算出した額の1/2 (最高 13,500円)	同	—	31,869 千円	267,807 円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 月額限度額 (交通機関の利用者) 上限55,000円 (交通用具利用者) 2,000円~34,700円 ・有料駐車場加算 2,000円	異	交通用具利用者:距離に応じ2,000~31,600円 駐車場加算:なし	47,975 千円	137,859 円
単身赴任手当	○異動等によりやむを得ず配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給。 ・基本額 30,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じた加算 8,000円~70,000円 (最高 100,000円)	同	—	456 千円	456,000 円
休日勤務手当	○休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられ、勤務した場合に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務する職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員に支給。 ・勤務1回につき 5,800円 ・医師の勤務1回につき 13,800円 ・応援診療1回2時間以内 2,000円 ・応援診療1回2時間超 4,000円	異	国の制度 ・勤務1回につき 4,200円 ・医師の勤務1回につき 20,000円	— 千円	— 円

管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき支給。 ・部長(相当する職にある者を含む) 63,000円 ・支所長 40,000円 ・課長(相当する職にある者を含む) 37,000円 ・室長(相当する職にある者を含む) 34,000円	異	国の制度俸給表別、職務の級別等、定められた額を支給 本省課長:130,300円 本省室長:94,000円 府県単位機関の部長:77,400円	21,646 千円	481,022 円
初任給調整手当	○医師の職に新たに採用された職員に支給 ・最高支給額 268,500円 ※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額支給。	異	国の最高支給額: 414,300円	- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 2,000円～9,000円/回	異	国の制度職員区分、勤務時間に応じ 3,000円～18,000円/回	229 千円	19,083 円

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市 長	860,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	円/ 円
	副 市 長	(700,000 円)		円/ 円
	議 長	410,000 円		円/ 円
	副 議 長	(355,000 円)		円/ 円
	議 員	(325,000 円)		円/ 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(29年度支給割合)	4.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合)	4.40 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×支給率(500/100)×勤続年数	17,200,000円	任期毎
	備 考	給料月額×支給率(300/100)×勤続年数	8,400,000円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:人)

	試験職種	平成29年度採用者数	平成28年度採用者数
市長事務部局等	一般事務	11	22
	障害者対象一般事務		
	技師	1	1
	保育士	3	
	保健師		
	社会福祉士		
	教育委員会指導主事	2	2
	教育委員会管理主事		
	計	17	25
西城市民病院	医師		
	理学療法士		2
	作業療法士		
	介護支援専門員		
	介護福祉士		
	薬剤師		
	管理栄養士		
	臨床検査技師		1
	看護師・准看護師	5	5
	診療放射線技師		
	社会福祉士		
		計	5
		22	33

(2) 職員の退職の状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

区分	市長事務部局等		西城市民病院(医療職)	
	平成29年度退職者数	前年度退職者数	平成29年度退職者数	前年度退職者数
定年退職	5	13	2	
勸奨退職				
普通退職	8	14	3	
分限免職				
懲戒免職				
失職				
死亡退職		1		
合計	13	28	5	0

- 1 定年退職:地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。
- 2 勸奨退職:任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。
- 3 普通退職:自己都合により退職すること。

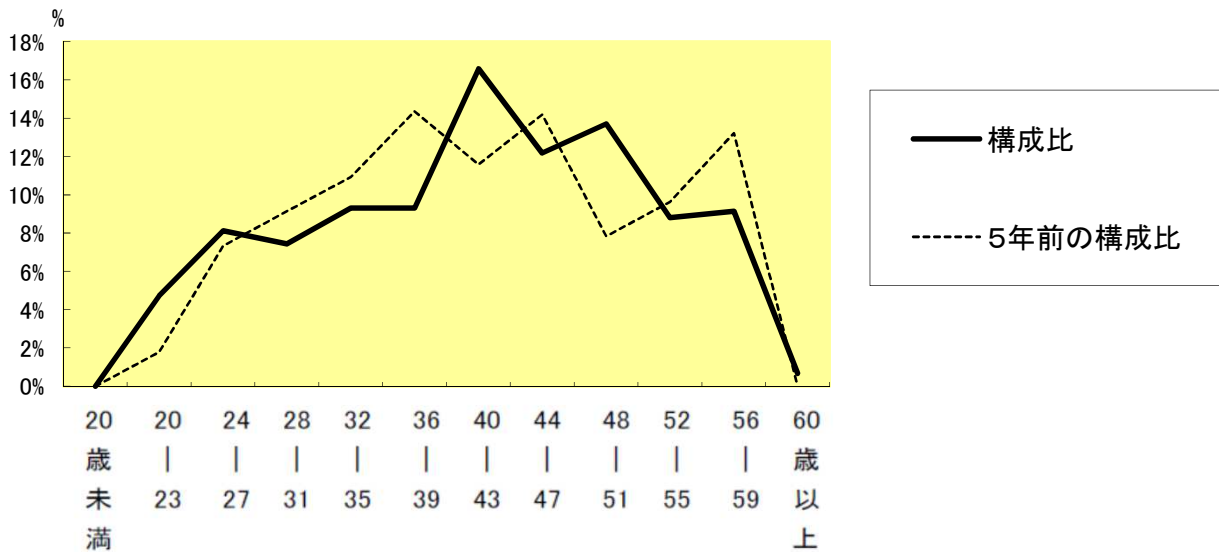
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	6	0	
		総 務	137	136	▲ 1	業務調整による職員数減
		税 務	26	25	▲ 1	業務調整による職員数減
		労 働	0	0	0	
		農林水産	45	42	▲ 3	業務調整による職員数減
		商 工	18	19	1	業務調整による職員数増
		土 木	57	53	▲ 4	業務調整による職員数減
		民 生	106	112	6	業務調整による職員数増
		衛 生	28	28	0	
		計	423	421	▲ 2	[参考:人口1万人当たり職員数 116.06人] [類似団体人口1万人当たり職員数 人]
	教 育	37	37	0		
	警 察	0	0	0		
	消 防	0	0	0		
	小 計	460	458	▲ 2	[参考:人口1万人当たり職員数 126.26人] [類似団体人口1万人当たり職員数 人]	
公営企業会計等部門	病 院	72	70	▲ 2	業務調整による職員数減	
	水 道	15	19	4	業務調整による職員数増	
	下 水 道	10	10	0		
	そ の 他	34	34	0		
	小 計	131	133	2		
合 計		591 [847]	591 [847]	0 [0]	[参考:人口1万人当たり職員数 162.92人]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時職員又は非常勤職員を除きます。
2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 28	人 48	人 44	人 55	人 55	人 98	人 72	人 81	人 52	人 54	人 4	人 591

(5) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 (率)
一般行政	436	424	425	423	423	421	▲ 15 (▲ 3.4%)
教育	47	43	40	38	37	37	▲ 10 (▲ 21.3%)
普通会計	483	467	465	461	460	458	▲ 25 (▲ 5.2%)
公営企業等会計	130	128	124	132	131	133	3 (2.3%)
総合計	613	595	589	593	591	591	▲ 22 (▲ 3.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業会計職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	1,063,906	79,390	144,543	13.6	19.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29年度	19	69,262	15,612	26,838	111,712	5,880	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成17年3月31日合併。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
庄原市(一般行政職)	41.7 歳	325,454 円	485,082 円
市町村平均(水道事業)			
水道事業会計	40.5 歳	317,824 円	489,964 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	174 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	24,857 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	36.8 %			
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に 対する支給単価
水道事業従事手当	水道課工務係、浄水係、東城水道室に所属する職員	水道業務	174 千円	月額2,000円

イ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	7,635 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	424 千円
支給実績(28年度決算)	5,178 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	305 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

ウ その他の手当については、一般行政職と同じです。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	1,303,043	62,122	551,693	42.3	40.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	74	290,823	65,247	107,162	463,232	6,260

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成17年3月31日合併。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
庄原市(一般行政職)	41.7 歳	325,454 円	485,082 円
病院事業会計	39.4 歳	324,265 円	539,574 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		7,162 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		1,432,555 円	
支給対象職員	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	15 %	5 人	広島市で勤務する職員10 %

イ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		5,661 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		182,613 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		41.9 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に 対する支給単価
夜間看護業務手当	病院に勤務する看護師、准看護師、介護補助者及び介護福祉士	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務	5,561 千円	勤務の区分により2,200円又は2,800円

病院救急業務従事手当	病院に勤務する医師、技師、看護師、准看護師等	病院の救急業務に従事する職員	100 千円	医師の場合2,000円又は4,000円/回。医師以外の場合、300円～1,200円/回
------------	------------------------	----------------	--------	---

ウ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	6,104 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	98 千円
支給実績(28年度決算)	4,944 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	87 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当については、一般行政職と同じです。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なものを記入)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	備考
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	なし	

(注) 1 休憩時間:職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

2 休息時間:一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、条例・規則に基づき正規の勤務時間中に付与されるもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成29年1月1日～平成29年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C %	消化率 B/A %
14,284.0	3,875.4	368	10.5	27.1

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
66,549	14.2

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員(管理職を除く)数で除したもの

(4) 特別休暇等の状況(平成30年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数 ・期間等	有給・無給 の別	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間	有給	同	
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての出頭	必要と認められる期間	有給	同	
所轄庁の事務又は事業の全部又は一部の停止	必要と認められる期間	有給	異	国は、制度なし
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間	有給	同	
職員が災害、福祉に関するボランティア活動に参加する場合	暦年で5日以内	有給	同	

職員が結婚する場合	7日を超えない期間(週休日、休日等を除く)	有給	異	国は、5日以内
産前休暇	出産予定日前8週間以内で申し出た期間	有給	異	国は6週間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間	有給	同	
妊娠中等の期間に保健指導、健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで:4週間に1回、24～35週:2週間に1回、36週～出産まで:1週間に1回、出産の日後1年:1回 その都度必要と認められる時間	有給	異	国は、制度なし
妊娠中の女性職員の通勤緩和の場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日1時間以内	有給	異	国は、制度なし
女性職員の生理の場合	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認められる時間	有給	異	国は、制度なし
生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間	有給	異	国は、各30分以内
職員の妻が出産する場合	2日以内	有給	同	
職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1～7日間	有給	異	国は、曾祖父母なし
職員の父母等の追悼行事の場合	1日以内	有給	異	国は、父母のみ
夏季休暇	7～9月までで3日以内	有給	同	
災害により現住居が滅失、損壊した場合	7日の範囲内の期間	有給	同	
災害、交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給	同	
災害時において退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給	同	
小学校就学前の子の看護をする場合	暦年で5日以内(小学校就学前の子が2人以上の場合は10日)	有給	同	
負傷、疾病、老齢により2週間以上日常生活に支障がある者を介護する場合	暦年で5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日)	有給	同	
運転免許の更新をする場合	4時間以内	有給	異	国は、制度なし
能率増進計画の実施	3日の範囲内の期間	有給	異	国は、制度なし
短期人間ドックを受検する場合	1日以内	有給	異	国は、制度なし
病気休暇	職員の負傷又は疾病のため療養するための必要最小限の時間	有給 (90日まで)	同	
介護休暇	介護のため必要と認める3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間	無給	同	
組合休暇	暦年で30日以内	無給	異	国は、制度なし

9 職員の休業に関する状況

(1) 休業の取得状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	育児休業	部分休業
男性職員	1 -	1 -
女性職員	9 4	5 1

(注) 表中上段は平成29年度に新規取得した人数、下段は平成28年度以前から引き続き取得した人数。

10 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 地公法第28条第1項第1号					0
心身の故障の場合 地公法第28条第1項第2号 第2項第1号			28		28
職に必要な適格性を欠く場合 地公法第28条第1項第3号	1				1
職制, 定数の改廃, 予算の減少により 廃職, 過員を生じた場合 地公法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合 地公法第28条第2項第2号					0
条例で定めた事由による場合 地公法第27条第2項					0
計	1	0	28	0	29

(2) 懲戒処分者数(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合 地公法第29条第1項第1号			2		2	
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合 地公法第29条第1項第2号					0	1
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合 地公法第29条第1項第3号			1		1	
計	0	0	3	0	3	1

(注)「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

11 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)

に基づく派遣の状況

(平成30年4月1日現在)

派遣形態根拠	法人名	派遣職員数(人)		
		役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 (派遣法第2条第1項第1号)			
	一般地方独立行政法人 (派遣法第2条第1項第2号)			
	特別の法律で設立された法人 (派遣法第2条第1項第3号)			
	地方自治法に基づく連合組織 (派遣法第2条第1項第4号)		1	1
	小 計	0	1	1
退職派遣	特定法人 (派遣法第10条)			
	小 計	0	0	0
合 計		0	1	1

(2) 営利企業等の従事許可の状況(地方公務員法第38条関係)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

区 分	件 数	備 考
許可件数	7	

(注) 営利企業等の従事とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

12 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定(地方公務員法第39条第2項)

策定の有無	策定期間
有	平成20年3月

② 研修の実施状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

機関別研修	平成29年度 参加者数	平成28年度 参加者数	備 考
ひろしま自治人材開発機構	154	154	
市町村職員中央研修所	1	1	
全国市町村国際文化研修所	2	1	
総務省自治大学校	1	1	
その他の研修	995	1,355	集合型研修、自己申告研修、メンタルヘルス研修、人権啓発研修等
計	1,153	1,512	

(2) 職員の人事評価の状況(地方公務員法第40条)

① 人事評価の実施状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

実施の有無	導入時期
有	平成27年4月1日

② 人事評価の活用分野

活 用 分 野		活 用	未活用
任用管理	昇任・昇格	—	—
	配置換	—	—
	降任・免職	—	—
人材育成		○	—
給与上の処遇	特別昇給	—	—
	普通昇給	—	—
	勤勉手当	—	—

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生事業の状況(平成29年度)

事業名	内容
健康診断事業	一般健康診断、特定業務健康診断、短期人間ドック、保健指導事業
メンタルヘルス対策事業	ストレスチェックの実施、職員メンタルヘルス研修、メンタルヘルスカウンセリング、衛生委員会活動の充実等

14 勤務条件に関する措置の要求の状況

H29/3/31現在 継続件数	H29/4/1～H30/3/31 措置要求の件数	H29/4/1～H30/3/31 終結件数	H30/3/31現在 継続件数
A	B	C	(A+B-C)
0	0	0	0

15 不利益処分に関する審査請求の状況

H29/3/31現在 継続件数	H29/4/1～H30/3/31 審査請求の件数	H29/4/1～H30/3/31 終結件数	H30/3/31現在 継続件数
A	B	C	(A+B-C)
0	0	0	0